

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律案の概要

背景

- 国内において違法かつ過剰な採捕が行われるおそれが大きい魚種について、違法漁獲物の流通が水産資源の持続的利用に悪影響を及ぼし、適正な漁業者等の経営を圧迫している。これらに対応するため、輸出品を含めて違法漁獲物の流通を防止し、国内流通を適正化する措置を講ずる必要。
- 国際的にIUU(違法・無報告・無規制)漁業のおそれの大きい魚種について、国際社会においてIUU漁業撲滅の実行が求められている。既に対策を講じた欧米に次ぐ水産物輸入大国である我が国としても、海外の違法漁獲物の流入を阻止する措置を講ずる必要。
- これらを踏まえ、国内で採捕される特定の水産動植物について、違法漁獲物の混入を防ぎ、万が一混入が確認された際には取引記録等を追跡調査し、流通適正化を図るとともに、輸入される特定の水産動植物について、適法性を証明する仕組みとすることでIUU漁業由来の漁獲物の我が国への流入を防ぐ。

法律案の概要

I 国内における違法漁獲物の流通防止のための規制

(1) 漁業者等の届出

特定第一種水産動植物(国内において違法かつ過剰な採捕が行われるおそれが大きい魚種)の採捕の事業を行う者又はその者が所属する団体であって、当該特定第一種水産動植物等の譲渡しの事業を行おうとするもの(届出採捕者)は、当該採捕の事業が適法に行われるものである旨を行政機関に対し届け出なければならないこととするとともに、届出の際に通知される番号を含む漁獲番号を伝達の上、譲渡しを行うこととする。

(2) 情報の伝達

届出採捕者、一次買受業者、流通業者、加工業者等(特定第一種水産動植物等取扱事業者)は、名称、漁獲番号等の情報について事業者間で伝達しなければならないこととする。

(3) 取引記録の作成・保存

特定第一種水産動植物等取扱事業者は、特定第一種水産動植物等の譲受け又は譲渡しをしたときは、名称、重量又は数量、年月日、相手方の氏名、漁獲番号等の事項に関する取引記録を作成・保存しなければならないこととする。(取扱事業者も(1)と同様に届出を行う。)

(4) 輸出の規制

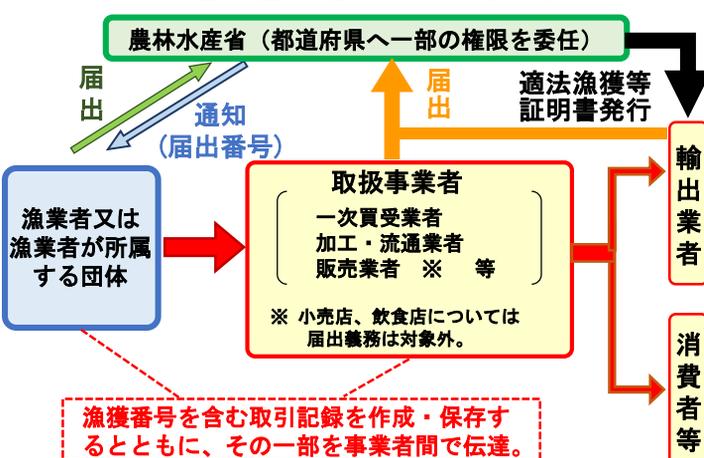
特定第一種水産動植物等取扱事業者は、特定第一種水産動植物等につき、適法に採捕されたことを示す国が発行する適法漁獲等証明書を添付してあるものでなければ、輸出してはならないこととする。

II IUU漁獲物の流入防止のための輸入の規制

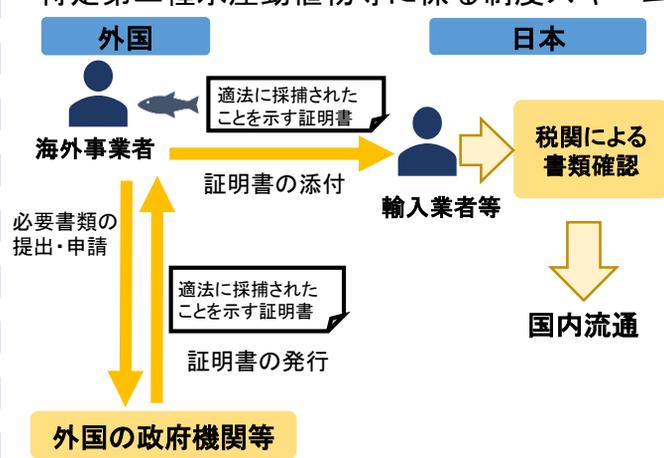
輸入の規制

特定第二種水産動植物(国際的にIUU漁業のおそれの大きい魚種)等については、適法に漁獲されたことを示す外国の政府機関等発行の証明書等を添付してあるものでなければ、輸入してはならないこととする。

特定第一種水産動植物等に係る制度スキーム



特定第二種水産動植物等に係る制度スキーム



※ 届出義務、伝達義務、取引記録義務、輸出入時の証明書添付義務等に違反した場合は罰則あり。

III 施行期日

「公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日」とする。
(※ 漁業者等の届出に関しては、施行日前(6カ月前)から、事前の届出を可能とする。)

その他

※ 施行までの期間において、伝達義務や取引記録義務に係る電子化に向けたシステムの開発など、現場での円滑な制度運用に向けた支援を講ずることを検討する。

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律案の骨子

令和2年10月
農林水産省

1 趣旨

国内において違法かつ過剰な採捕が行われるおそれが大きい魚種について、違法漁獲物の流通が水産資源の持続的利用に悪影響を及ぼし、適正な漁業者等の経営を圧迫している。これらに対応するため、輸出品を含めて違法漁獲物の流通を防止し、国内流通を適正化する措置を講ずる必要がある。

また、国際的にIUU（違法・無報告・無規制）漁業のおそれが大きい魚種について、国際社会においてIUU漁業撲滅の実行が求められている。既に対策を講じた欧米に次ぐ水産物輸入大国である我が国としても、海外の違法漁獲物の流入を阻止する措置を講ずる必要がある。

これらを踏まえ、国内で採捕される特定の水産動植物について、①漁業者等の届出、②漁獲物ごとの漁獲番号等の伝達、③取引記録の作成・保存、④輸出時の適法性の証明を行うとともに、輸入される特定の水産動植物について、輸入時の適法性の証明などの措置を講ずることとする。これらにより、違法漁獲物の混入を防ぎ、万が一混入が確認された際には取引記録等を追跡調査し、流通適正化を図るとともに、IUU漁業由来の漁獲物の我が国への流入を防ぐため、法律を制定する。

2 概要

(1) 漁業者等の届出

特定第一種水産動植物（国内において違法かつ過剰な採捕が行われるおそれが大きい魚種）の採捕の事業を行う者又はその者が所属する団体であって、当該特定第一種水産動植物等の譲渡しの事業を行おうとするもの（届出採捕者）は、当該採捕の事業が適法に行われるものである旨を行政機関に対し届け出なければならないこととするとともに、届出の際に通知される番号を含む漁獲番号を伝達の上、譲渡しを行うこととする。また、当該特定第一種水産動植物等を取り扱う一次買受業者、流通業者、加工業者等についても同様に行政機関に対し届け出なければならないこととする。

(2) 情報の伝達

届出採捕者、一次買受業者、流通業者、加工業者等（特定第一種水産動植物等取扱事業者）は、名称、漁獲番号等の情報について事業者間で伝達しなければならないこととする。

(3) 取引記録の作成・保存

特定第一種水産動植物等取扱事業者は、特定第一種水産動植物等の譲受け又は譲渡しをしたときは、名称、重量又は数量、年月日、相手方の氏名、漁獲番号等の事項に関する取引記録を作成・保存しなければならないこととする。

(4) 輸出の規制

特定第一種水産動植物等取扱事業者は、特定第一種水産動植物等につき、適法に採捕されたことを示す国が発行する適法漁獲等証明書を添付してあるものでなければ、輸出してはならないこととする。

(5) 輸入の規制

特定第二種水産動植物（国際的にIUU漁業のおそれが大きい魚種）等については、適法に採捕されたことを示す外国の政府機関等発行の証明書等を添付してあるものでなければ、輸入してはならないこととする。

3 施行期日

「公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日」とする。

（※ 漁業者等の届出に関しては、施行日前（6ヵ月前）から、事前の届出を可能とする。）

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律案要綱

第一 目的

この法律は、違法に採捕された水産動植物の流通により国内水産資源の減少のおそれがあること及び違法に採捕された水産動植物の輸入を規制する必要性が国際的に高まっていることに鑑み、違法に採捕された水産動植物の流通を防止するため、取扱事業者間における情報の伝達並びに取引の記録の作成及び保存並びに適法に採捕されたものである旨を証する書類の輸出入に際する添付の義務付け等の措置を講ずることにより、特定の水産動植物等の国内流通の適正化及び輸出入の適正化を図り、もって違法な漁業の抑止及び水産資源の持続的な利用に寄与し、漁業及びその関連産業の健全な発展に資することを目的とすること。

(第一条関係)

第二 定義

一 「特定第一種水産動植物」とは、水産動植物のうち、国内において違法かつ過剰な採捕が行われるおそれ大きいと認められるものであつて、その資源の保存及び管理を図ることが特に必要と認められるものとして農林水産省令で定めるものをいうものとし、「特定第一種水産動植物等」とは、特定第一種

水産動植物及び特定第一種水産動植物を原材料とする加工品のうちその国内流通の規制に関する措置を講ずることが必要と認められるものとして農林水産省令で定めるものをいうものとする。

二 「特定第一種水産動植物等取扱事業者」とは、特定第一種水産動植物等の販売、輸出、加工、製造又は提供の事業を行う者をいうものとする。

三 「特定第二種水産動植物」とは、我が国に輸入される水産動植物のうち、外国漁船によつて外国法令に照らし違法な採捕が行われるおそれ大きいと認められることその他の国際的な水産資源の保存及び管理を必要とする事由により輸入の規制に関する措置を講ずることが必要と認められるものとして農林水産省令で定めるものをいうものとし、「特定第二種水産動植物等」とは、特定第二種水産動植物及び特定第二種水産動植物を原材料とする加工品のうちその輸入の規制に関する措置を講ずることが必要と認められるものとして農林水産省令で定めるものをいうものとする。

四 農林水産大臣は、一及び三の農林水産省令を定め、又はこれらを変更しようとするときは、あらかじめ、水産政策審議会の意見を聴かなければならないものとする。

(第二条関係)

第三 特定第一種水産動植物等に関する規制

一 特定第一種水産動植物の採捕の事業を行う者の届出

- (一) 特定第一種水産動植物の採捕の事業を行う者であつて、特定第一種水産動植物等の譲渡しの事業を行おうとするもの（その所属する団体が当該者に代わつて特定第一種水産動植物等の譲渡しの事業を行う場合にあつては、当該団体）は、あらかじめ、当該採捕の事業が漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）その他の関係法令の規定による特定第一種水産動植物を採捕する権限に基づき行われるものである旨を農林水産大臣に届け出なければならないものとする。
- (二) 農林水産大臣は、(一)による届出があつた場合において、当該届出をした者が当該採捕の事業を行う権限を有すると認めるときは、当該届出に係る番号を通知するものとする。 (第三条関係)

3

二 情報の伝達

一 (二)による通知を受けた者（以下「届出採捕者」という。）及びその他の特定第一種水産動植物等取扱事業者は、特定第一種水産動植物等について他の特定第一種水産動植物等取扱事業者への譲渡しをするときは、当該特定第一種水産動植物等の名称、当該通知に係る番号を含む漁獲に関する番号（以下「漁獲番号」という。）その他農林水産省令で定める事項を、当該他の特定第一種水産動植物等取扱事

業者に伝達しなければならないものとする。 (第四条及び第五条関係)

三 取引の記録の作成及び保存

特定第一種水産動植物等取扱事業者は、特定第一種水産動植物等について他の特定第一種水産動植物等取扱事業者との間での譲渡し等をしたときは、当該特定第一種水産動植物等に関する名称、重量又は数量、譲渡し等をした年月日及び漁獲番号等の事項の記録を作成し、保存しなければならないものとする。 (第六条関係)

四 特定第一種水産動植物等に係る義務違反に対する勧告及び命令

農林水産大臣は、法の規定を遵守していない届出採捕者又は特定第一種水産動植物等取扱事業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができるものとするとともに、当該届出採捕者又は特定第一種水産動植物等取扱事業者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるものとする。 (第七条関係)

4

五 特定第一種水産動植物等取扱事業者の届出

特定第一種水産動植物等取扱事業者は、その事業の開始の日から二週間以内に、氏名又は名称、事務

所等の所在地及び取り扱う特定第一種水産動植物等の種類等の事項について農林水産大臣に届け出なければならぬものとする。 (第八条関係)

六 特定第一種水産動植物等に係る通報

特定第一種水産動植物等取扱事業者は、他の特定第一種水産動植物等取扱事業者から譲り受けた特定第一種水産動植物等が漁業法その他の関係法令に違反して採捕された疑いがあると思料するときは、速やかに、その旨を農林水産大臣に通報するように努めなければならないものとする。 (第九条関係)

七 輸出の規制

特定第一種水産動植物等取扱事業者は、特定第一種水産動植物等が漁業法その他の関係法令に違反して採捕されたものではないこと等に該当する旨を証する農林水産大臣が交付する証明書を添付してあるものでなければ、輸出してはならないものとする。 (第十条関係)

第四 特定第二種水産動植物等に関する規制

特定第二種水産動植物等は、当該特定第二種水産動植物等が適法に採捕されたものであることを証す

る外国の政府機関により発行された証明書を添付してあるものでなければ、輸入してはならないものとする。 (第十一条関係)

第五 雑則

一 この法律の施行に必要な限度において、特定第一種水産動植物等取扱事業者若しくは特定第二種水産動植物等の輸入の事業を行う者又はこれらの者とその事業に関して関係のある事業者に対する報告徴収及び立入検査について所要の規定を定めるものとする。 (第十二条関係)

二 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令又は政令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長又は都道府県知事が行うこととすることができるものとする。 (第十三条関係)

第六 罰則

この法律における所要の罰則を整備するものとする。 (第十五条から第十八条まで関係)

第七 附則

一 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するもの

とすること。ただし、二については公布の日から施行するものとすること。(附則第一条関係)

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置を整備するものとすること。

(附則第二条から附則第六条まで関係)

三 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。(附則第八条関係)

四 この法律の施行に関し、関係法律の規定の整備を行うものとすること。

(附則第九条及び附則第十条関係)

7

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 特定第一種水産動植物等に関する規制(第三条―第十条)

第三章 特定第二種水産動植物等に関する規制(第十一条)

第四章 雑則(第十二条―第十四条)

第五章 罰則(第十五条―第十八条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国内において違法に採捕された水産動植物の流通により国内水産資源の減少のおそれがあること及び海外において違法に採捕された水産動植物の輸入を規制する必要性が国際的に高まっていることに鑑み、違法に採捕された水産動植物の流通を防止するため、特定の水産動植物等について、取扱

8

事業者間における情報の伝達並びに取引の記録の作成及び保存並びに適法に採捕されたものである旨を証する書類の輸出入に際する添付の義務付け等の措置を講ずることにより、当該水産動植物等の国内流通の適正化及び輸出入の適正化を図り、もって違法な漁業の抑止及び水産資源の持続的な利用に寄与するとともに、漁業及びその関連産業の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定第一種水産動植物」とは、水産動植物のうち、国内において違法かつ過剰な採捕（外国漁船（日本船舶以外の船舶であつて、漁ろう設備を有する船舶その他の漁業の用に供されているものをいう。第四項において同じ。）によるものを除く。）が行われるおそれが大きいと認められるものであつて、その資源の保存及び管理を図ることが特に必要と認められるものとして農林水産省令で定めるものをいう。

2 この法律において「特定第一種水産動植物等」とは、特定第一種水産動植物及び特定第一種水産動植物を原材料とする加工品のうちその国内流通の規制に関する措置を講ずることが必要と認められるものとして農林水産省令で定めるものをいう。

3 この法律において「特定第一種水産動植物等取扱事業者」とは、特定第一種水産動植物等の販売、輸出、加工、製造又は提供の事業を行う者をいう。

4 この法律において「特定第二種水産動植物」とは、我が国に輸入される水産動植物のうち、外国漁船によつて外国法令に照らし違法な採捕が行われるおそれが大きいと認められることその他の国際的な水産資源の保存及び管理を必要とする事由により輸入の規制に関する措置を講ずることが必要と認められるものとして農林水産省令で定めるものをいう。

5 この法律において「特定第二種水産動植物等」とは、特定第二種水産動植物及び特定第二種水産動植物を原材料とする加工品のうちその輸入の規制に関する措置を講ずることが必要と認められるものとして農林水産省令で定めるものをいう。

6 農林水産大臣は、第一項及び第四項の農林水産省令を定め、又はこれらを変更しようとするときは、あらかじめ、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。

第二章 特定第一種水産動植物等に関する規制

(特定第一種水産動植物の採捕の事業を行う者の届出)

第三条 特定第一種水産動植物の採捕の事業を行う者であつて、自らが採捕した特定第一種水産動植物又はこれを原材料とする加工品である特定第一種水産動植物等の譲渡しの事業を行おうとするもの（その所属する団体が当該者に代わつてこれらの特定第一種水産動植物等の譲渡しの事業を行う場合にあつては、当該団体）は、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、当該採捕の事業が漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）その他の関係法令の規定による特定第一種水産動植物を採捕する権限に基づき行われるものである旨その他の農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

2 農林水産大臣は、前項の規定による届出があつた場合において、当該届出をした者が同項に規定する権限を有すると認めるとき（当該届出をした者が同項に規定する団体である場合にあつては、当該団体に所属する者が当該権限を有すると認めるとき）は、農林水産省令で定めるところにより、当該届出に係る番号を当該届出をした者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた者（以下「届出採捕者」という。）は、第一項の規定による届出に係る事項に変更（当該届出に係る特定第一種水産動植物の採捕の事業の廃止を含む。）があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

（届出採捕者による情報の伝達）

第四条 届出採捕者は、自ら（届出採捕者が前条第一項に規定する団体である場合にあつては、当該団体に所属する者）が採捕した特定第一種水産動植物又はこれを原材料とする加工品である特定第一種水産動植物等について他の特定第一種水産動植物等取扱事業者への譲渡しをするときは、農林水産省令で定めるところにより、その包装、容器又は送り状への表示その他の方法により、これらの特定第一種水産動植物等の名称、同条第二項の規定による通知に係る番号を含む漁獲に関する番号（以下「漁獲番号」という。）その他農林水産省令で定める事項を、当該他の特定第一種水産動植物等取扱事業者に伝達しなければならない。

（特定第一種水産動植物等取扱事業者間における情報の伝達）

第五条 特定第一種水産動植物等取扱事業者は、他の特定第一種水産動植物等取扱事業者から譲り受けた特定第一種水産動植物等について他の特定第一種水産動植物等取扱事業者への譲渡し又は引渡しをするときは、農林水産省令で定めるところにより、その包装、容器又は送り状への表示その他の方法により、当該特定第一種水産動植物等の名称、漁獲番号その他農林水産省令で定める事項を、当該他の特定第一種水産

動植物等取扱事業者に伝達しなければならない。

- 2 前項の場合においては、特定第一種水産動植物等取扱事業者は、農林水産省令で定めるところにより、漁獲番号に代えて、荷口番号（漁獲番号以外の番号又は記号であつて漁獲番号に対応するものをいう。以下同じ。）を伝達することができる。
- 3 他の特定第一種水産動植物等取扱事業者から特定第一種水産動植物等の引渡しを委託を受けた特定第一種水産動植物等取扱事業者は、当該引渡しに当たつて、前項の規定により荷口番号を伝達したときは、農林水産省令で定めるところにより、当該荷口番号を、当該委託をした特定第一種水産動植物等取扱事業者に伝達しなければならない。
- 4 輸入され、若しくは養殖された特定第一種水産動植物（国内において採捕された特定第一種水産動植物を用いて養殖されたものを除く。）又はこれらを原材料とする加工品である特定第一種水産動植物等（以下「輸入・養殖水産動植物等」という。）についての第一項の規定の適用については、同項中「漁獲番号」とあるのは、「第四項に規定する輸入・養殖水産動植物等である旨」とする。

（取引の記録の作成及び保存）

第六条 特定第一種水産動植物等取扱事業者は、特定第一種水産動植物等について他の特定第一種水産動植物等取扱事業者（これに準ずる者として農林水産省令で定めるものを含む。）との間での譲渡し等（譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引受けをいう。以下同じ。）をしたとき、又は廃棄若しくは亡失をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、当該特定第一種水産動植物等に関する次に掲げる事項の記録を作成し、当該譲渡し等又は当該廃棄若しくは亡失をした日から農林水産省令で定める期間保存しなければならない。ただし、届出採捕者が第三条第一項に規定する団体である場合において当該団体に所属する者が当該届出に係る特定第一種水産動植物等の譲渡し等をした場合、少量の特定第一種水産動植物等について廃棄又は亡失をした場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

一 名称

二 重量又は数量

三 譲渡し等又は廃棄若しくは亡失をした年月日（亡失をした場合であつてその年月日が明らかでないときは、時期）

四 譲渡し等をしたときは、相手方の氏名又は名称

五 漁獲番号又は荷口番号

六 その他農林水産省令で定める事項

- 2 特定第一種水産動植物等取扱事業者は、前条第二項の規定により荷口番号を伝達する場合にあつては、当該荷口番号に対応する漁獲番号の記録を作成し、保存しなければならない。
- 3 輸入・養殖水産動植物等についての第一項の規定の適用については、同項第五号中「漁獲番号又は荷口番号」とあるのは、「輸入・養殖水産動植物等である旨」とする。

(勸告及び命令)

第七条 農林水産大臣は、届出採捕者が第四条の規定を遵守していないと認めるときは、当該届出採捕者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勸告をすることができる。

- 2 農林水産大臣は、特定第一種水産動植物等取扱事業者が前二条の規定を遵守していないと認めるときは、当該特定第一種水産動植物等取扱事業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勸告をすることができる。
- 3 農林水産大臣は、第一項に規定する勸告を受けた届出採捕者又は前項に規定する勸告を受けた特定第一種水産動植物等取扱事業者が、正当な理由がなくその勸告に係る措置をとらなかつたときは、当該届出

採捕者又は当該特定第一種水産動植物等取扱事業者に対し、その勸告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(特定第一種水産動植物等取扱事業者の届出)

第八条 特定第一種水産動植物等取扱事業者は、その事業の開始の日から二週間以内に、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。ただし、届出採捕者（届出採捕者が第三条第一項に規定する団体である場合にあつては、当該団体に所属する者を含む。）が当該届出に係る特定第一種水産動植物等の販売、輸出、加工、製造又は提供の事業を行う場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 事務所又は事業所の所在地
 - 三 取り扱う特定第一種水産動植物等の種類
 - 四 その他農林水産省令で定める事項
- 2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項に変更（当該届出に係る事業の廃止を含む。）

があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

(特定第一種水産動植物等に係る通報)

第九条 特定第一種水産動植物等取扱事業者は、他の特定第一種水産動植物等取扱事業者から譲り受けた特定第一種水産動植物等(加工品にあつては、その原材料である特定第一種水産動植物)が漁業法その他の関係法令に違反して採捕された疑いがあると思料するときは、速やかに、その旨を農林水産大臣に通報するように努めなければならない。

(輸出の規制)

第十条 特定第一種水産動植物等取扱事業者は、特定第一種水産動植物等につき、当該特定第一種水産動植物等(加工品にあつては、その原材料である特定第一種水産動植物)が次の各号のいずれかに該当する旨を証する農林水産大臣が交付する証明書(以下「適法漁獲等証明書」という。)を添付してあるものでなければ、輸出してはならない。

- 一 漁業法その他の関係法令に違反して採捕されたものではないこと。
 - 二 輸入・養殖水産動植物等であること。
-
- 2 適法漁獲等証明書の交付を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に申請をしなければならない。
 - 3 農林水産大臣は、前項の申請に係る特定第一種水産動植物等(加工品にあつては、その原材料である特定第一種水産動植物)が第一項各号のいずれかに該当すると認められるときは、農林水産省令で定めるところにより、適法漁獲等証明書を交付しなければならない。
 - 4 適法漁獲等証明書の交付を受けた者(次項及び第六項において「証明書受領者」という。)は、適法漁獲等証明書を亡失し、又は適法漁獲等証明書が滅失したときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に申請をして、適法漁獲等証明書の再交付を受けることができる。
 - 5 証明書受領者は、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合は、農林水産省令で定めるところにより、その適法漁獲等証明書(第二号の場合にあつては、発見し、又は回復した適法漁獲等証明書)を、農林水産大臣に返納しなければならない。
 - 一 次項の規定により適法漁獲等証明書の効力が取り消されたとき。
 - 二 前項の規定により適法漁獲等証明書の再交付を受けた後において亡失し、又は滅失した適法漁獲等証

明書を発見し、又は回復したとき。

- 6 農林水産大臣は、証明書受領者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反した場合には、その適法漁獲等証明書の効力を取り消すことができる。

第三章 特定第二種水産動植物等に関する規制

第十一条 特定第二種水産動植物等は、当該特定第二種水産動植物等（加工品にあつては、その原材料である特定第二種水産動植物）が適法に採捕されたものであることを証する外国の政府機関により発行された証明書その他の農林水産省令で定める書類を添付してあるものでなければ、輸入してはならない。

第四章 雑則

（立入検査等）

第十二条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、特定第一種水産動植物等取扱事業者若しくは特定第二種水産動植物等の輸入の事業を行う者若しくはこれらの者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務に関し、必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の工場、店舗、事務所、事業所、船舶、車両若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、業

務の状況若しくは特定第一種水産動植物等若しくは特定第二種水産動植物等、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業者その他の関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（権限の委任等）

第十三条 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。

- 2 この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

（経過措置）

第十四条 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を

定めることができる。

第五章 罰則

第十五条 第十一条の規定に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条第一項の規定による届出をしないで特定第一種水産動植物等の譲渡を行い、又は虚偽の届出をしたとき。
- 二 第七条第三項の規定による命令に違反したとき。
- 三 第八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 四 第十条第一項の規定に違反したとき。
- 五 第十二条第一項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による

質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第十七条 第三条第三項又は第八条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出を行った場合には、当該違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、次条並びに附則第三条、第六条及び第七条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 第二条第一項及び第四項の農林水産省令を定めようとするときは、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、水産政策審議会に諮問することができる。

第三条 特定第一種水産動植物の採捕の事業を行う者であつて、施行日以後において自らが採捕した特定第一種水産動植物又はこれを原材料とする加工品である特定第一種水産動植物等の譲渡しの事業を行おうとするもの（その所属する団体が当該者に代わつてこれらの特定第一種水産動植物等の譲渡しの事業を行う場合にあつては、当該団体）は、施行日の六月前の日から施行日の前日までの間においても、第三条第一項の規定の例により、農林水産大臣に届け出ることができる。この場合において、その届出をした者は、施行日において同項の規定による届出をしたものとみなす。

2 農林水産大臣は、前項の規定による届出があつた場合には、施行日前においても、第三条第二項の規定の例により、当該届出に係る番号を当該届出をした者に通知することができる。この場合において、その通知を受けた者は、施行日において同項の規定により通知を受けたものとみなす。

第四条 第四条から第六条までの規定は、施行日以後に採捕される特定第一種水産動植物及びこれを原材料とする加工品である特定第一種水産動植物等について適用する。

第五条 この法律の施行の際現に特定第一種水産動植物等の販売、輸出、加工、製造又は提供の事業を行っている者についての第八条第一項の規定の適用については、同項中「その事業の開始の日から一週間以内

に」とあるのは、「この法律の施行の日から一月以内に」とする。

第六条 適法漁獲等証明書の交付を受けようとする者は、施行日前においても、第十条第二項の規定の例により、その申請を行うことができる。

2 農林水産大臣は、前項の申請があつた場合には、施行日前においても、第十条第三項の規定の例により、適法漁獲等証明書の交付を行うことができる。この場合において、その交付を受けた者は、施行日において同項の規定により交付を受けたものとみなす。

（政令への委任）

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（水産基本法の一部改正）

第九条 水産基本法（平成十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第三項中「及び内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第百三号）」を「、内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第百三号）及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和二年法律第 号）」に改める。

（農林水産省設置法の一部改正）

第十条 農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第一号中「（獣医療に係るものに限る。）」を削り、「第五十四号」の下に「、第七十四号（水産物の流通の改善に係るものに限る。）」を加える。

第二十条第一項第一号中「第五十四号」の下に「、第七十四号（水産物の流通の改善に係るものに限る。）」を加える。

25

理 由

国内において違法に採捕された水産動植物の流通により国内水産資源の減少のおそれがあること及び海外において違法に採捕された水産動植物の輸入を規制する必要性が国際的に高まっていることに鑑み、違法に採捕された水産動植物の流通を防止するため、特定の水産動植物等について、取扱事業者間における情報の伝達並びに取引の記録の作成及び保存並びに適法に採捕されたものである旨を証する書類の輸出入に際する添付の義務付け等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

26

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律案 新旧対照条文 目次

一 水産基本法（平成十三年法律第八十九号）（附則第九条関係） 1
 二 農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）（附則第十条関係） 2

一 水産基本法（平成十三年法律第八十九号）（附則第九条関係） (傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(権限) 第三十六条 (略) 2 (略) 3 審議会は、前二項に規定するもののほか、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百二十七号）、漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）、水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）、海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）、沿岸漁場整備開発法（昭和四十九年法律第四十九号）、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）、持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）、<u>内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第三百三号）及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和二年法律第 号）</u>の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。</p>	<p>(権限) 第三十六条 (略) 2 (略) 3 審議会は、前二項に規定するもののほか、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百二十七号）、漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）、水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）、海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）、沿岸漁場整備開発法（昭和四十九年法律第四十九号）、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）、持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）<u>及び内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第三百三号）</u>の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。</p>

改正案	現行
<p>(地方農政局)</p> <p>第十八条 地方農政局は、農林水産省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>一 第四条第二項第三号から第五号まで、第七号から第十一号まで、第十二号（輸出に係るものに限る。）、第十四号から第十六号まで、第十八号から第二十号まで、第二十二号（病虫害の防除及び家畜の衛生に係るものに限る。）、第二十三号、第二十三号から第二十八号まで、第三十号、第三十一号、第三十四号（助成に係るものに限る。）、第三十五号（農業信用基金協会の業務の監督に係るものに限る。）、第三十六号、第三十九号から第五十号まで、第五十一号（納付金の徴収に係るものに限る。）、第五十三号、第五十四号、第七十四号（水産物の流通の改善に係るものに限る。）及び第八十六号に掲げる事務</p> <p>二 四（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>(北海道農政事務所)</p> <p>第二十条 北海道農政事務所は、農林水産省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>一 第四条第一項第四号、第五号、第七号、第十号、第十一号、第十二</p>	<p>(地方農政局)</p> <p>第十八条 地方農政局は、農林水産省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>一 第四条第一項第三号から第五号まで、第七号から第十一号まで、第十二号（輸出に係るものに限る。）、第十四号から第十六号まで、第十八号から第二十号まで、第二十一号（病虫害の防除及び家畜の衛生に係るものに限る。）、第二十二号（獣医療に係るものに限る。）、第二十三号から第二十八号まで、第三十号、第三十一号、第三十四号（助成に係るものに限る。）、第三十五号（農業信用基金協会の業務の監督に係るものに限る。）、第三十六号、第三十九号から第五十号まで、第五十一号（納付金の徴収に係るものに限る。）、第五十三号、第五十四号及び第八十六号に掲げる事務</p> <p>二 四（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>(北海道農政事務所)</p> <p>第二十条 北海道農政事務所は、農林水産省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>一 第四条第一項第四号、第五号、第七号、第十号、第十一号、第十二</p>
<p>号（輸出に係るものに限る。）、第十四号、第十五号、第二十四号、第二十五号、第五十号、第五十一号（納付金の徴収に係るものに限る。）、第五十三号、第五十四号、第七十四号（水産物の流通の改善に係るものに限る。）及び第八十六号に掲げる事務</p> <p>二 四（略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>号（輸出に係るものに限る。）、第十四号、第十五号、第二十四号、第二十五号、第五十号、第五十一号（納付金の徴収に係るものに限る。）、第五十三号、第五十四号及び第八十六号に掲げる事務</p> <p>二 四（略）</p> <p>2・3 （略）</p>

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律案参照条文目次

- 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）（漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）による改正後）（抄） 1
- 水産基本法（平成十三年法律第八十九号）（漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）による改正後）（抄） 2
- 農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）（抄） 3

- 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）（漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）による改正後）（抄）

目次

- 第二章 総則（第一条―第六条）
- 第二章 水産資源の保存及び管理
 - 第一節 総則（第七条・第八条）
 - 第二節 資源管理基本方針等（第九条―第十四条）
 - 第三節 漁獲可能量による管理
 - 第一款 漁獲可能量等の設定（第十五条・第十六条）
 - 第二款 漁獲割当てによる漁獲量の管理（第十七条―第二十九条）
 - 第三款 漁獲量等の総量の管理（第三十条―第三十四条）
 - 第四節 補則（第三十五条）
- 第三章 許可漁業
 - 第一節 大臣許可漁業（第三十六条―第五十六条）
 - 第二節 知事許可漁業（第五十七条・第五十八条）
 - 第三節 補則（第五十九条）
- 第四章 漁業権及び沿岸漁場管理
 - 第一節 総則（第六十条・第六十一条）
 - 第二節 海区漁場計画及び内水面漁場計画
 - 第一款 海区漁場計画（第六十二条―第六十六条）
 - 第二款 内水面漁場計画（第六十七条）
 - 第三節 漁業権
 - 第一款 漁業の免許（第六十八条―第七十三条）
 - 第二款 漁業権の性質等（第七十四条―第九十六条）
 - 第三款 入漁権（第九十七条―第一百零四条）
 - 第四款 漁業権行使規則等（第一百零五条―第一百零八条）
 - 第四節 沿岸漁場管理（第九十九条―第一百零六条）
 - 第五節 補則（第一百零七条・第一百零八条）
- 第五章 漁業調整に関するその他の措置（第一百零九条―第一百三十二条）
- 第六章 漁業調整委員会等
 - 第一節 総則（第一百三十三条・第一百三十五条）

- 第二節 海区漁業調整委員会（第百二十六条―第百四十六条）
- 第三節 連合海区漁業調整委員会（第百四十七条―第百五十一条）
- 第四節 広域漁業調整委員会（第百五十二条―第百五十六条）
- 第五節 雑則（第百五十七条―第百六十条）
- 第七章 土地及び土地の定着物の使用（第百六十二条―第百六十七条）
- 第八章 内水面漁業（第百六十八条―第百七十三条）
- 第九章 雑則（第百七十四条―第百八十八条）
- 第十章 罰則（第百八十九条―第百九十八条）
- 附則

○ 水産基本法（平成十三年法律第八十九号）（漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）による改正後）（抄）

（設置）

第三十五条 農林水産省に、水産政策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（権限）

第三十六条 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、農林水産大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

- 2 審議会は、前項に規定する事項に関し農林水産大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。
- 3 審議会は、前二項に規定するもののほか、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百二十七号）、漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）、水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）、海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）、沿岸漁場整備開発法（昭和四十九年法律第四十九号）、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）、持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）及び内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第五三号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

○ 農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）（抄）

（所掌事務）

第四条 農林水産省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 〇二一（略）
- 二二 獣医療に関すること。
- 二二の二 獣医師に関すること。
- 二二の三 〇七三（略）
- 七四 水産物の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。
- 七五 〇八六（略）

2 （略）

（設置）

第十七条 本省に、次の地方支分部局を置く。

地方農政局
北海道農政事務所

（地方農政局）

第十八条 地方農政局は、農林水産省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

- 一 第四条第一項第三号から第五号まで、第七号から第十一号まで、第十二号（輸出に係るものに限る。）、第十四号から第十六号まで、第十八号から第二十号まで、第二十一号（病虫害の防除及び家畜の衛生に係るものに限る。）、第二十二号（獣医療に係るものに限る。）、第二十三号から第二十八号まで、第三十号、第三十一号、第三十四号（助成に係るものに限る。）、第三十五号（農業信用基金協会の業務の監督に係るものに限る。）、第三十六号、第三十九号から第五十号まで、第五十一号（納付金の徴収に係るものに限る。）、第五十三号、第五十四号及び第八十六号に掲げる事務
- 二 農林水産業及びこれに従事する者に関する統計その他農林水産省の所掌事務に係る統計の作成及び提供並びにその作成に必要な調査に関すること。
- 三 農林水産省の所掌事務に係る情報の収集、整理、分析及び提供に関すること。
- 四 農林水産省の所掌事務に関する相談に関すること。

2 （略）

（北海道農政事務所）

第二十条 北海道農政事務所は、農林水産省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

- 一 第四条第二項第四号、第五号、第七号、第十号、第十一号、第十二号（輸出に係るものに限る。）、第十四号、第十五号、第二十四号、第二十五号、第五十号、第五十一号（納付金の徴収に係るものに限る。）、第五十三号、第五十四号及び第八十六号に掲げる事務
 - 二 農林水産業及びこれに従事する者に関する統計その他農林水産省の所掌事務に係る統計の作成及び提供並びにその作成に必要な調査に関すること。
 - 三 農林水産省の所掌事務に係る情報の収集、整理、分析及び提供に関すること。
 - 四 農林水産省の所掌事務に関する相談に関すること。
- 2・3 (略)

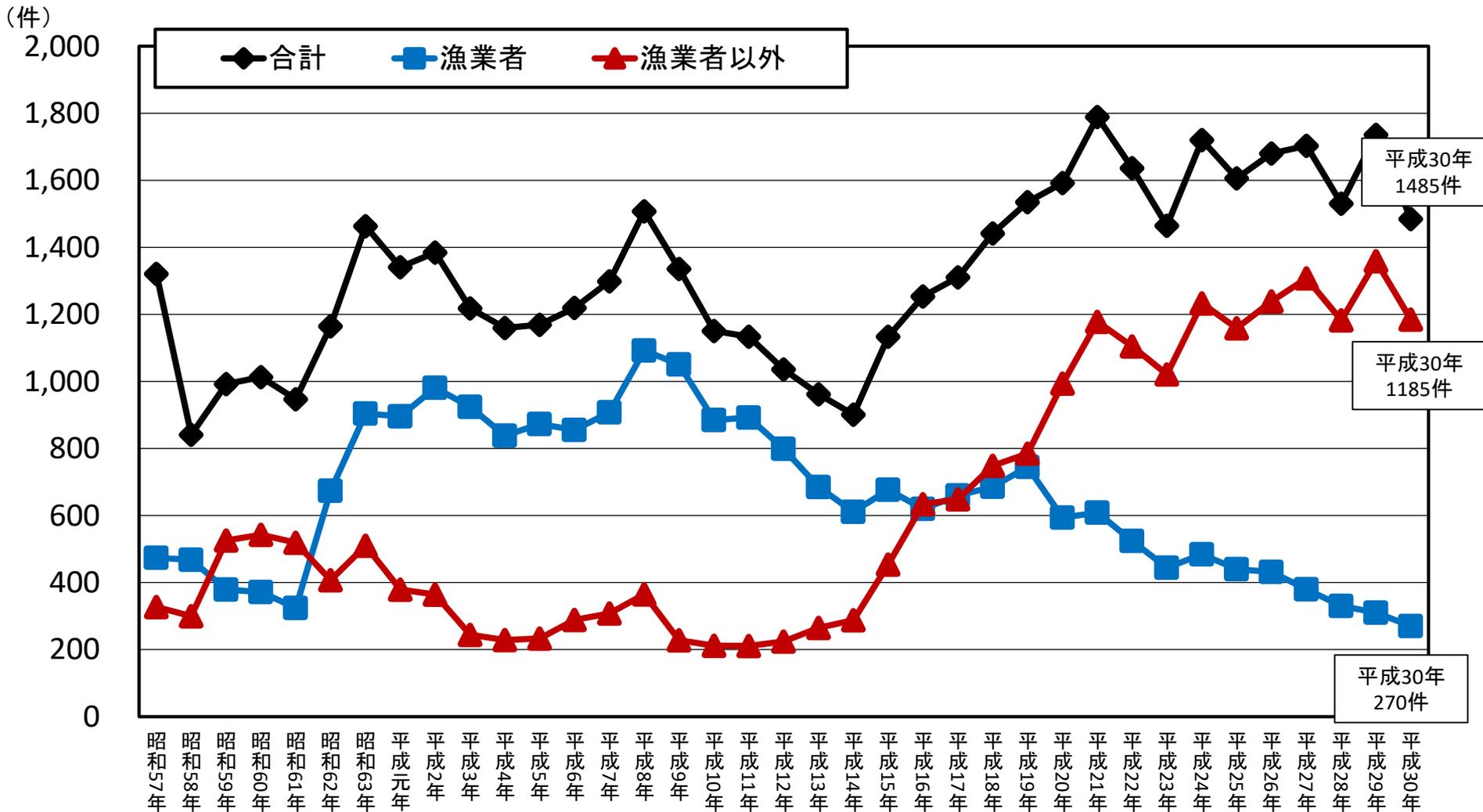
特定水産動植物等の国内流通の 適正化等に関する法律案に関する 参考資料

水産庁
令和2年10月

密漁の現状

○ 漁業者による密漁が減少したが非漁業者による密漁が増加しているため、密漁件数全体では増加傾向。

違反者区分別の検挙件数の推移(海面)



資料: 都道府県調べ(平成30年1月~12月において、都道府県、海上保安庁、警察による検挙の件数である。)

違法漁獲の実態となまこ・あわびの漁獲量の推移

- 近年、複数人による潜水器を用いた夜間操業や探照灯の照射など、違法漁獲が悪質・巧妙化。
- 非漁業者の検挙件数が近年増加する一方で、なまこ・あわびの漁獲量が大幅に減少。

○ 悪質・巧妙化する違法漁獲の実態



夜間操業する潜水器を用いた違法操業船

○ は違反者



探照灯の照射等で取締船の追尾を妨害
写真：山口県

○ 非漁業者の検挙件数及びなまこ・あわびの漁獲量の推移 (海面)



※なまこについては、平成19年から平成30年までは統計外であり、令和元年から対象に戻った。

改正漁業法での罰則の強化

- 平成30年の漁業法改正において、大幅に罰則を強化。
- 特定水産動植物の採捕禁止違反の罪、密漁品流通の罪（罰則は3年以下の懲役又は3,000万円以下の罰金）を新設。
- 無許可操業等の罪、漁業権侵害の罪などの罰則を引上げ、全体として罰則を強化。

特定水産動植物の採捕禁止違反の罪を新設

【罰 則】 3年以下の懲役 又は 3,000万円以下の罰金

【対象行為】 許可、漁業権等に基づかずに特定水産動植物を採捕

アワビ、ナマコ、シラスウナギ※ を特定水産動植物に指定。（漁業法施行規則第41条）

※ シラスウナギについては令和5年12月から適用

密漁品流通の罪を新設

【罰 則】 3年以下の懲役 又は 3,000万円以下の罰金

【対象行為】 密漁した特定水産動植物又はその製品を、情を知って運搬、保管、取得、処分の媒介・あっせん

無許可操業等の罪について罰則を引上げ

許可を受けずに許可対象となる漁業(例:潜水器漁業、底びき網漁業等)を営んだ者に対して適用されます。

【改正前】3年以下の懲役 又は 200万円以下の罰金

【改正後】3年以下の懲役 又は 300万円以下の罰金

漁業権侵害の罪について罰則を引上げ

漁業権の対象となる水産動植物(例:サザエ、イセエビ等)を権限なく採捕した者に対して適用されます。

【改正前】20万円以下の罰金

【改正後】100万円以下の罰金

IUU漁業対策に関する「国際行動計画」について

(※ IUU: Illegal fishing(違法漁業)、Unreported fishing(無報告漁業)、Unregulated fishing(無規制漁業))

○ FAO(国連食糧農業機関)は、2001年にIUU漁業対策の考え方を取りまとめた「国際行動計画」を
発表。

加盟国が行う自主的な行動として、IUU漁業を防止、抑止、排除することを目的に、

- ・ 旗国の行うべきこと(漁船の登録、漁船の記録、操業の管理など)
- ・ 沿岸国の行うべきこと(EEZ内の漁業管理、IUU漁船の許可の制限など)
- ・ 寄港国の行うべきこと(港湾管理(寄港国によるIUU漁船の寄港の禁止、漁船検査など))
- ・ すべての国が行うべきこと(国際的に合意された市場関連措置)

などについて規定。

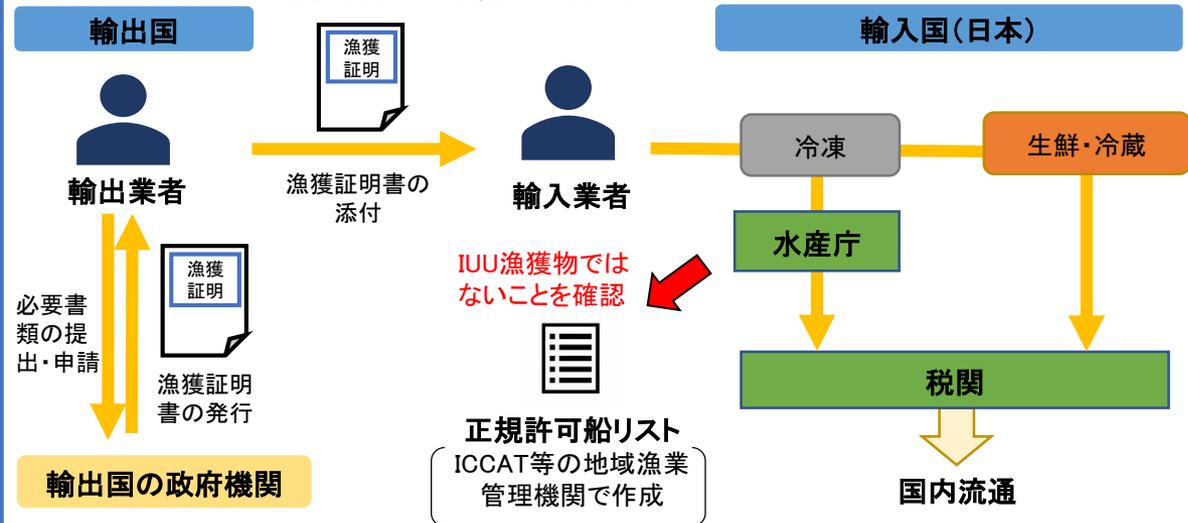
○ 我が国は、違法漁業防止寄港国措置協定(PSM協定)の締結やRFMO等において合意された市場
関連措置の実施など、「国際行動計画」上の取組は全て実施済み。

我が国の対応

● PSM協定を締結し、IUU漁船リストに
非掲載漁船のみに農林水産大臣の
寄港許可を発出することとしたほか、
IUU漁獲物等の我が国への陸揚げ、
転載を目的とした寄港を禁止する措
置を実施。

● マグロ類について、外国為替及び外国
貿易法(外為法)に基づき、IUU漁
船が漁獲したものや正規登録され
ていない漁船・畜養場による生産物
でないか等を確認し、RFMOの資源
管理措置に違反したマグロが輸入さ
れないよう確認。

■ 地域漁業管理機関で合意された国際約束に基づき、
現在、外為法に基づき実施している輸入手続の流れ



国際社会でのIUU漁業撲滅に向けた流れ

SDGs(持続可能な開発目標)(2015年9月)

14.4 水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制(IUU)漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。

G20 大阪首脳宣言(2019年6月28日・29日)

環境

40. 違法・無報告・無規制(IUU)漁業は、世界の多くの地域において、引き続き海洋の持続可能性にとって深刻な脅威となっているため、我々は、海洋資源の持続的な利用を確保し、生物多様性を含め、海洋環境を保全するために、IUU漁業に対処する重要性を認識しIUU漁業を終わらせるという我々のコミットメントを再確認する。

水産物流通に係る課題と対策

- 水産物については、一度流通すると、適法に漁獲されたものと違法に漁獲されたものとの判別が困難。
- 流通過程での違法漁獲物の混入を放置すれば、更なる違法漁業が助長されるとともに、水産資源の持続的利用に悪影響を及ぼし、適正な漁業者等の経営を圧迫される。
- また、国際社会においてIUU漁業撲滅の実行が求められており、世界有数の水産物輸入大国である我が国においても、既に対策を講じているEUや米国同様、適正な輸入を担保する措置を講じる必要がある。



国内流通の適正化

- **適法な漁獲物であることを識別できるようにすることが必要。**
- **万が一違法漁獲物が流通していることが確認された場合には、流通を追跡できるようにすることが必要。**
- **輸出が違法漁獲物流通の抜け道とならぬよう、違法漁獲物の国外流出を防ぐ措置を講じる必要がある。**

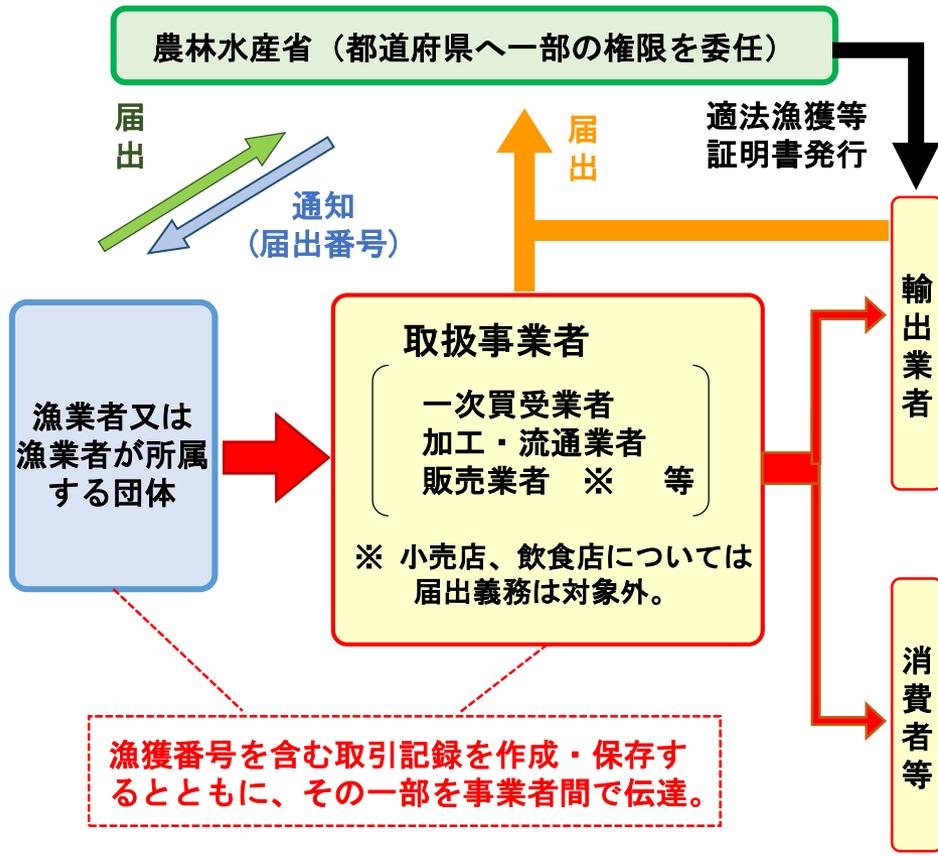
IUU漁獲物の流入防止

- **IUU漁業対策に寄与するため、IUU漁業に起因する漁獲物の国内流入を防ぐ措置を講じる必要がある。**

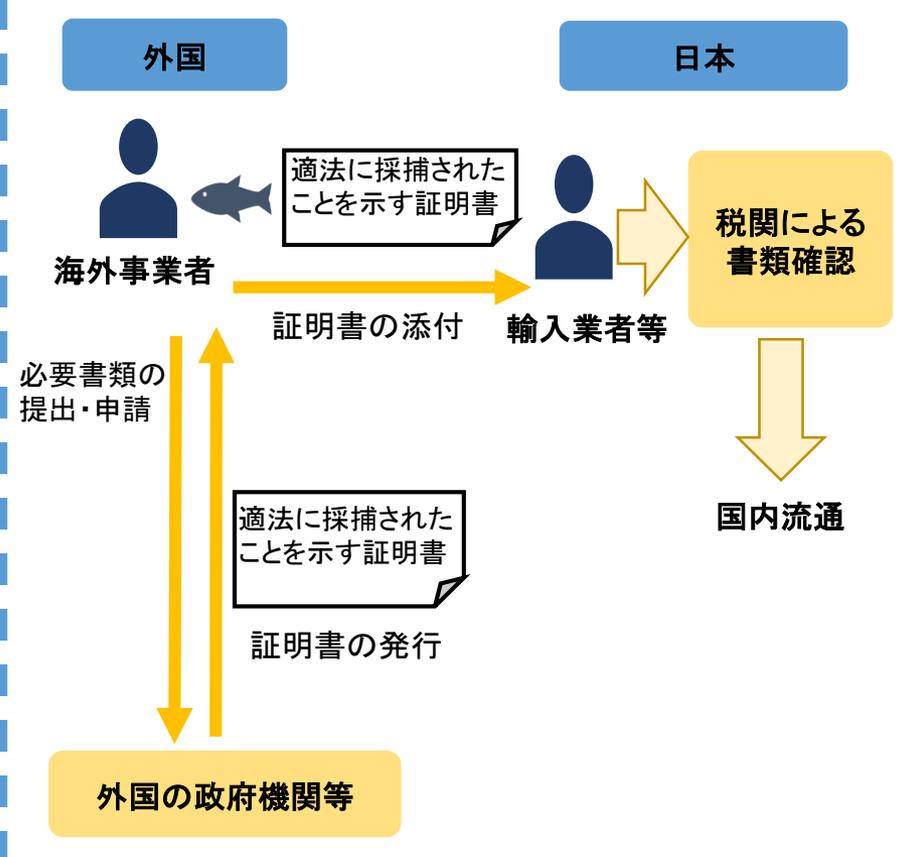
水産流通適正化制度の概要（案）

- 国内において違法かつ過剰な採捕が行われるおそれ大きい魚種（特定第一種水産動植物）について、①漁業者等による行政機関への届出、②漁獲番号等の伝達、③取引記録の作成・保存、④輸出時に国が発行する適法漁獲等証明書等の添付を義務付ける。
- 国際的にIUU漁業のおそれ大きい魚種（特定第二種水産動植物）等については、輸入時に外国の政府機関等発行の証明書等の添付を義務付ける。

特定第一種水産動植物等に係る制度スキーム



特定第二種水産動植物等に係る制度スキーム



※ 届出義務、伝達義務、取引記録義務、輸出入時の証明書添付義務等に違反した場合は罰則あり。